

総務部

総務企画委員会

【議案関係資料】

(当初予算関係)

2月20日提出

令和6年第1回定例会（2月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和6年2月20日
総務部

【予算関係】

財 政 課	令和6年度当初予算に関する説明資料	・・・	4
行 政 経 営 課	行政サービスの提供のあり方検討事業について	・・・	9
人 事 課	旅費システム改修事業について	・・・	10
総 合 防 災 課	気候変動等に対応した防災力の強化（ソフト面の対策）の概要について	・・・	11
総 合 防 災 課	協働による地域防災力強化事業について	・・・	12
総 合 防 災 課	男鹿半島地域等防災・減災対策検討事業について	・・・	13
総 合 防 災 課	災害・防災情報の収集・発信機能の充実・強化について	・・・	15

【議案関係】

人 事 課	「秋田県職員定数条例の一部を改正する条例案」について（議案第68号）・・・17
財 政 課	「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について・・・19 （議案第71号）
税 務 課	「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第72号）・・・23

財政課

令和6年度当初予算
に関する説明資料

(議案第47号)

令和6年度当初予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税	△ 4,303,000	自動車税（環境性能割） 320,000（ 827,000 → 1,147,000 ） 県民税（株式譲渡割） 212,000（ 399,000 → 611,000 ）	県民税（個人分） △ 2,012,000（ 25,649,000 → 23,637,000 ） 地方消費税（貨物割） △ 1,501,000（ 2,644,000 → 1,143,000 ） 地方消費税（譲渡割） △ 694,000（ 18,969,000 → 18,275,000 ）
2 地方消費税清算金	△ 2,445,000		△ 2,445,000（ 50,566,000 → 48,121,000 ）
3 地方譲与税	305,000	特別法人事業譲与税 306,000（ 16,757,000 → 17,063,000 ）	
4 地方特例交付金	2,379,000	2,379,000（ 497,000 → 2,876,000 ）	
5 地方交付税	2,896,000	2,896,000（ 192,510,000 → 195,406,000 ）	
6 交通安全対策特別交付金	△ 5,000		△ 5,000（ 293,000 → 288,000 ）
7 分担金及び負担金	△ 359,651		農林水産業費分担金 △ 146,739（ 992,514 → 845,775 ） 農林水産業費負担金 △ 132,580（ 1,364,313 → 1,231,733 ）
8 使用料及び手数料	△ 50,569	警察管理手数料 13,150（ 601,418 → 614,568 ）	高等学校使用料 △ 64,593（ 2,073,817 → 2,009,224 ）
9 国庫支出金	△ 11,304,096	過年災害復旧事業費 3,566,331（ 2,498,783 → 6,065,114 ） 河川改修事業費 1,437,000（ 1,363,500 → 2,800,500 ） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,400,000（ 0 → 1,400,000 ）	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 △ 12,855,048（ 12,855,048 → 0 ） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △ 1,136,469（ 1,136,469 → 0 ）
10 財産収入	34,557	畜産物売払収入 11,036（ 90,296 → 101,332 ） 減債基金利子収入 8,960（ 16,218 → 25,178 ） 土地売払収入 7,636（ 35,627 → 43,263 ）	建物貸付収入 △ 11,125（ 252,485 → 241,360 ）
11 寄附金	4,369	ふるさと納税寄附金 5,000（ 1,500 → 6,500 ） 環境衛生費 2,706（ 11,180 → 13,886 ）	文化振興事業費 △ 3,600（ 20,000 → 16,400 ）
12 繰入金	15,609,745	退職手当臨時対策基金繰入金 6,706,124（ 7,072,286 → 13,778,410 ） 財政調整基金繰入金 5,116,000（ 3,891,000 → 9,007,000 ）	地域医療介護総合確保基金繰入金 △ 817,901（ 1,980,765 → 1,162,864 ）
13 繰越金			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
14 諸 収 入	1,715,745	県制度資金貸付金元利収入 2,184,075 (20,699,189 → 22,883,264)	
15 県 債	△ 2,786,100	過年発生土木災害復旧事業費 1,724,700 (1,236,900 → 2,961,600)	臨時財政対策債 △ 1,932,000 (2,560,000 → 628,000) 高等学校整備事業費 △ 1,755,600 (6,068,100 → 4,312,500)
合 計	1,691,000	582,543,000 → 584,234,000	

令和6年度当初予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費	6,919	給与費 19,714 (260,680 → 280,394)	議会DX推進事業 △ 9,901 (9,901 → 0)
2 総務費	3,366,748	人事管理事務費 1,472,062 (916,867 → 2,388,929) 県有体育施設整備・改修事業 945,846 (146,396 → 1,092,242) 情報基盤システム再構築事業 471,791 (197,863 → 669,654)	県議会議員選挙費 △ 450,432 (450,432 → 0)
3 民生費	△ 844,673	災害救助対策費 339,440 (13,719 → 353,159)	日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業 △ 632,560 (632,560 → 0) あきたの出産・子育て応援事業 △ 567,680 (807,220 → 239,540)
4 衛生費	△ 13,110,927	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 1,891,249 (4,173,703 → 6,064,952)	新興感染症対策事業(新型コロナウイルス感染症分) △ 11,638,959 (11,709,663 → 70,704) 新型コロナウイルス感染症対策事業 △ 2,967,456 (2,967,456 → 0)
5 労働費	△ 15,649	中核人材育成支援事業 10,612 (0 → 10,612)	職業能力開発支援事業 △ 28,119 (612,842 → 584,723)
6 農林水産業費	△ 2,485,231	水利施設整備事業 381,470 (2,685,756 → 3,067,226) 水産物供給基盤整備事業 276,500 (137,900 → 414,400)	経営体育成基盤整備事業 △ 1,638,922 (11,051,812 → 9,412,890) 農村地域防災減災事業 △ 493,671 (3,610,777 → 3,117,106)
7 商工費	2,418,497	中小企業振興資金貸付事業 2,298,360 (5,113,681 → 7,412,041) 新事業展開資金貸付事業 1,270,474 (2,267,251 → 3,537,725) インバウンド拡大に向けた誘客促進事業 421,978 (0 → 421,978) 新エネルギー産業創出・育成事業 419,335 (73,297 → 492,632)	経営安定資金貸付事業 △ 3,078,227 (16,270,773 → 13,192,546)
8 土木費	2,143,716	河川改修事業 2,775,400 (2,862,000 → 5,637,400) 統合補助改修事業 516,150 (431,550 → 947,700)	国直轄河川事業負担金 △ 606,670 (6,328,000 → 5,721,330) 国直轄港湾事業負担金 △ 532,147 (1,850,152 → 1,318,005)
9 警察費	△ 410,017	警察本部給与費 1,032,874 (19,871,482 → 20,904,356)	運転免許センター及び交通機動隊庁舎改築事業 △ 1,045,940 (1,556,668 → 510,728) 警察職員宿舎等改築事業 △ 293,067 (293,067 → 0)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
10 教 育 費	1,659,814	教育委員会給与費 3,212,088 (78,357,411 → 81,569,499) 栗田支援学校整備事業 458,064 (474,237 → 932,301)	鹿角高等学校整備事業 △ 2,211,211 (2,384,804 → 173,593)
11 災 害 復 旧 費	5,998,114	過年発生土木災害復旧事業 5,482,858 (3,873,169 → 9,356,027)	
12 公 債 費	5,862,689	公債費(元金) 4,689,637 (80,162,563 → 84,852,200) 公債費(利子) 982,352 (6,891,609 → 7,873,961)	
13 諸 支 出 金	△ 2,899,000		地方消費税清算金 △ 2,120,000 (21,342,000 → 19,222,000) 地方消費税交付金 △ 1,256,000 (25,392,000 → 24,136,000)
14 予 備 費			
合 計	1,691,000	582,543,000 → 584,234,000	

行政サービスの提供のあり方検討事業について

行政経営課

1 目的

「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」からの提言を踏まえ、将来にわたって安定的な行政サービスを提供するため、個別業務のあり方について中長期的な視点で見直しの方向性を検討する。

2 内容

行政分野毎の個別業務について、本庁に集約すべき業務や市町村と一体で取り組むべき業務等に分類した上で、専門家からの助言や市町村等との意見交換を踏まえ、全庁的に見直す。

〔主な取組内容〕

- ・ 専門家を交えた個別業務の見直しの検討
- ・ 市町村等との意見交換
- ・ 先進的な取組事例の勉強会の開催



見直しの方向性を決定し、実施可能なものから着手

3 予算額

4, 278千円 (⊖ 4, 278千円)

内訳	・ 報償費	560千円	・ 旅費	2,543千円
	・ 需用費	1,012千円	・ 使用料等	163千円

旅費システム改修事業について（新規）

人事課

1 目的

契約旅行代理店の減少やデジタル化の進展等の状況を踏まえ、申請・審査事務の効率化を図るため、旅費システムを改修する必要がある。

2 概要

(1) 改修内容

- ・チケット等の手配方法を職員による自己手配制に改めることとし、入力項目を簡素化するとともに領収書等の添付機能を追加する
- ・私用車出張に係る距離計算ソフトを導入する 等

(2) 委託先

株式会社 日立システムズ（現行システム運用委託業者）

3 予算額

26,345千円（ \oplus 719千円、 \ominus 25,626千円）

【基本的な考え方】 令和5年7月の大雨や能登半島地震で表面化した課題を踏まえ、地域の防災力を強化するため、県民一人ひとりの防災意識の向上や地域住民による共助機能の強化、情報収集・発信体制の充実等を図る。

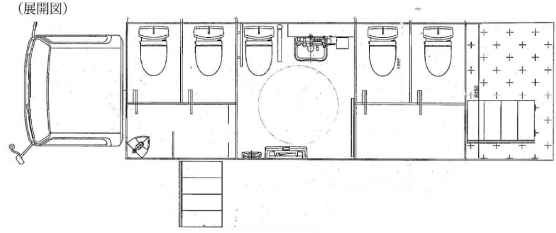
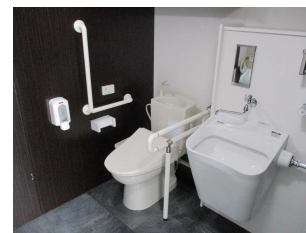
地域防災力の強化等

- 防災意識向上普及促進事業
 (拡)防災アドバイザーの派遣による意識醸成や「マイタイムライン」の普及啓発
- 自主防災組織機能強化事業
 ・地域防災活動や組織体制をコーディネートする防災士の養成
- (新)協働による地域防災力強化事業
 ・地域住民と関係機関が協働して地区防災計画を作成する取組への支援



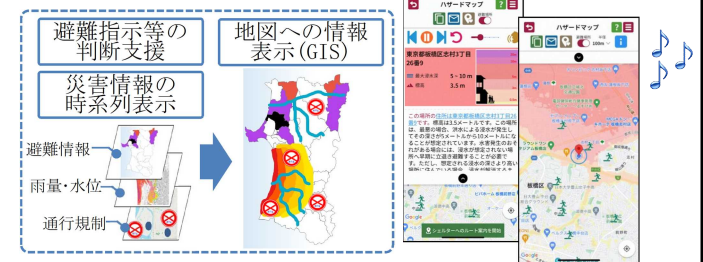
災害対応力の強化等

- 県市町村職員災害対応力強化事業
 (新)家屋での実務演習を含めた住家被害認定調査研修の実施
 ・避難行動要支援者の個別避難計画作成に向けた市町村職員への研修の実施
 ・市町村の災害ケースマネジメント体制の構築に向けた支援
- (新)男鹿半島地域等防災・減災対策検討事業
 ・被害想定とこれに対応した事前準備、応急対策等の検討
- (新)大型トイレカー整備事業
 ・被災者支援体制を強化するための大型トイレカー整備
- 災害救助用備蓄物資等整備事業
 (拡)簡易ベッド、介護用ウェットタオルの追加備蓄



災害・防災情報の収集・発信機能の充実・強化

- 次期総合防災情報システム整備事業
 ・防災情報の収集・発信機能の充実・高度化が図られたシステムの整備
- (新)災害情報収集・発信強化事業
 ・公共安全モバイルシステムを活用したスマートフォン及び衛星携帯電話の配備
 ・スマートフォンアプリを利用した音声による災害関連情報の発信



協働による地域防災力強化事業について（新規）

総合防災課

1 目的

地域防災力を持続的に強化するため、地域住民等が地域の特性に応じて定める地区防災計画の作成や、計画に基づく地域一体型の防災活動を支援することで、より実効性のあるモデル的な防災組織の創出を図る。

2 内容

市町村が選定した地区において、地域住民と関係機関が協働して行う地区防災計画の作成等の取組を支援する。

○補助先 市町村

○補助率 1 / 2 （1件あたり上限15万円）

3 予算額

533千円（ \ominus 533千円）

内訳	旅費	43千円
	需用費	30千円
	役務費	10千円
	補助金	450千円

男鹿半島地域等防災・減災対策検討事業について（新規）

総合防災課

1 目的

令和6年能登半島地震を教訓に、男鹿半島地域における大地震や津波の到来を想定し、行政及び関係機関等の適切な応急対策や被災者支援により、被害の最小化と早期の復旧・復興を図ることができるよう、具体的な対応方針をとりまとめる。

併せて、令和6年に入り地震発生の頻度が増えている鹿角・大館地域についても、被害想定に応じた対策の検討を進める。

2 内容

学識経験者・関係機関・行政等で構成する検討委員会を設置し、平成24～25年度に実施した秋田県地震被害想定調査の結果を基に、男鹿半島地域の特性を踏まえ、災害発生時の被害想定を行うとともに、応急対策及び被災者支援の方策を検討し、その方針をとりまとめる。

(1) 検討委員会の構成

学識経験者、自衛隊、県警察、関係消防本部、ライフライン・輸送・福祉関係機関、秋田地方気象台、県及び関係市町村 等

(2) テーマと検討事項（予定）

テーマ1：被害想定

- ・道路被害の発生箇所及び道路寸断の状況
- ・孤立集落の発生箇所及び住民数（年齢構成、要支援者数を含む）
- ・電気、水道、通信等のライフライン被災状況 など

テーマ 2 : 応急対策

- ・ 災害対策本部運営、受援体制
- ・ 救助、医療の提供、物資輸送等における関係機関のオペレーションの確認
- ・ 自衛隊、緊急消防援助隊等の活動拠点及び物資輸送拠点の確認
- ・ 孤立集落対策 など

テーマ 3 : 被災者支援

- ・ 一般避難所及び福祉避難所の運営、衛生環境の確保
- ・ 備蓄品目、数量、備蓄場所及び管理のあり方
- ・ 在宅避難及び車両避難への対応
- ・ 二次避難の想定、応急仮設住宅の確保
- ・ 災害ボランティアとの連携体制 など

(3) 検討スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会の開催	第1回 論点整理		第2回 被害想定		第3回 応急対策		第4回 被災者支援			第5回 方針決定		
作業部会の開催		被害想定		応急対策			被災者支援					
その他	現地調査								議会報告	報告書作成		

3 予算額

2, 434千円 (⊖ 2, 434千円)

内訳

報償費	1, 000千円
旅費	895千円
需用費	472千円
役務費	25千円
使用料	42千円

災害・防災情報の収集・発信機能の充実・強化について

総合防災課

災害・防災情報の収集・発信機能を強化するため、次期総合防災情報システムの整備を図るとともに、災害発生時における確実な連絡通信手段の確保や視覚障害者等への情報伝達の充実に必要な機器等を整備する。

1 次期総合防災情報システム整備事業

(1) 目的

気象・河川水位等の情報を自動で取得し、市町村等と地図上で災害情報を共有するとともに、避難指示の判断や災害対応の迅速化に資する新たなシステムを整備する。

(2) 内容

基本設計に基づき、発注仕様等を確定するための実施設計を行う。

(3) 全体スケジュール

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7・8年度	令和9年度
内 容	基本設計	実施設計	システム構築、整備工事	運用開始

(4) 予算額

50,361千円（債49,800千円 \ominus 561千円） 内訳

旅費等	428千円
委託料	49,933千円

2 災害情報収集・発信強化事業（新規）

(1) 目的

災害時における被災地との間の連絡通信手段の充実を図るとともに、視覚障害者等向けの情報発信ツールを導入するなど、災害情報の収集・発信体制を強化する。

(2) 内容

① 公共安全モバイルシステムを活用したスマートフォン及び衛星携帯電話の配備

市町村へのリエゾン派遣時等における確実な連絡通信手段を確保するとともに、現地状況の画像を送信できるようにするため、公共安全モバイルシステム(※)を活用したスマートフォンと衛星携帯電話を配備する。

※ 複数の携帯電話会社の回線を使用でき、かつ、災害時優先電話として利用が可能なシステム

② スマートフォンアプリの活用

現在地のハザードマップ、気象情報等を音声で伝える視覚障害者等向けのサービスを県内全域で利用できるスマートフォンアプリを導入する。

(3) 予算額

3, 0 1 6 千円 (⊕ 1 8 3 千円 ⊖ 2, 8 3 3 千円) 内訳

役務費		6 0 6 千円
使用料	1,	3 2 0 千円
備品購入費	1,	0 9 0 千円
(備品購入費の内訳)		
スマートフォン	9 台	5 4 0 千円
衛星携帯電話	1 台	5 5 0 千円

「秋田県職員定数条例の一部を改正する条例案」について（議案第68号）

人事課

1 改正理由

中期的な職員数の見通しに鑑み、及び適正な定員管理を図るため、知事の事務部局の職員の定数を改める必要がある。

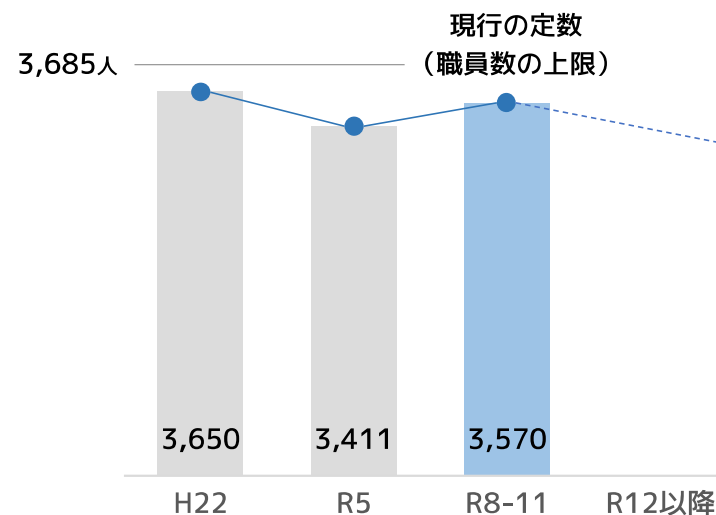
2 改正内容

知事の事務部局の職員の定数を3,570人（現行3,685人）に、職員の定数の合計を4,120人（現行4,235人）に改めることとする。

3 施行期日

令和6年4月1日

《参考》知事の事務部局の職員数の見通し



秋田県職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員</p> <p>(一) 知事の事務部局の職員 (二) に掲げる職員を除く。)</p> <p>三、五七〇人</p> <p>(二) 略</p> <p>二、七略</p> <p>計 四、二二〇人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員</p> <p>(一) 知事の事務部局の職員 (二) に掲げる職員を除く。)</p> <p>三、六八五人</p> <p>(二) 略</p> <p>二、七略</p> <p>計 四、二三五人</p>

「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について（議案第71号）

財政課

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の施行により、危険物取扱者試験の受験の出願等に係る手数料の額を引き上げるとともに、高圧ガスの製造の許可の申請に係る手数料の徴収に関する規定を整備する必要がある。

2 改正内容

(1) 消防法関係手数料（第8条関係）

危険物取扱者試験の受験の出願等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとする。
(1件につき)

区 分	改 正 前	改 正 後
危険物取扱者試験の受験の出願		
甲種危険物取扱者試験	6,600円	7,200円
乙種危険物取扱者試験	4,600円	5,300円
丙種危険物取扱者試験	3,700円	4,200円
危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講の申請	4,700円	5,300円
消防設備士試験の受験の出願		
甲種消防設備士試験	5,700円	6,600円
乙種消防設備士試験	3,800円	4,400円

(2) 高圧ガス保安法関係手数料（第18条関係）

移動式製造設備のみを使用して行う高圧ガスの製造の許可を受けようとする者のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者に対する審査手数料を低減することとする。

(3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。ただし、2(1)は、同年5月1日から施行することとする。

新	旧
<p>(消防法関係手数料)</p> <p>第八条 県は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下この条において「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 三略</p> <p>四 法第十三条の第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の受験の出願</p> <p>イ 甲種危険物取扱者試験 七千二百円</p> <p>ロ 乙種危険物取扱者試験 五千三百円</p> <p>ハ 丙種危険物取扱者試験 四千二百円</p> <p>五 法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の申請</p> <p>六 八略</p> <p>九 法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の出願</p> <p>イ 甲種消防設備士試験 六千六百円</p> <p>ロ 乙種消防設備士試験 四千四百円</p> <p>十 略</p> <p>2 4 略</p> <p>(高压ガス保安法関係手数料)</p>	<p>(消防法関係手数料)</p> <p>第八条 県は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下この条において「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 三略</p> <p>四 法第十三条の第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の受験の出願</p> <p>イ 甲種危険物取扱者試験 六千六百円</p> <p>ロ 乙種危険物取扱者試験 四千六百円</p> <p>ハ 丙種危険物取扱者試験 三千七百円</p> <p>四 四千七百円</p> <p>五 法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の申請</p> <p>六 八略</p> <p>九 法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の出願</p> <p>イ 甲種消防設備士試験 五千七百円</p> <p>ロ 乙種消防設備士試験 三千八百円</p> <p>十 略</p> <p>2 4 略</p> <p>(高压ガス保安法関係手数料)</p>

<p>第十八条 県は、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この条において「法」という。）及び高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 法第五条第一項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第五条第一項第一号に該当する者であつて移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができようように設計したものをいう。以下この号、次号及び第十六号において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの</p> <p>次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請にあつては、六千円）</p> <p>(1) 5 10 略</p>	<p>第十八条 県は、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この条において「法」という。）及び高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 法第五条第一項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第五条第一項第一号に該当する者であつて移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができようように設計したものをいう。以下この号、次号及び第十六号において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの</p> <p>次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 5 10 略</p>
---	---

<p>2 ・ 3 略</p> <p>六〇二十 略</p>	<p>二〇四 略</p> <p>五 法第二十條第一項の規定に基 づく高圧ガスの製造のための施 設の完成検査の申請</p> <p>ハ 略</p> <p>第一号下段に掲げる高圧ガス の製造の許可の申請を行う者 及び設備の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の四分 の三に相当する金額（法第五 条第一項の許可に係る液化石 油ガスの製造のための施設で あって、液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に関 する法律）</p> <p>第三十七條の 三第一項の完成検査を受け、 同法第三十七條の技術上の基 準に適合していると認められ たものの完成検査にあつては 、六千百円）</p>
<p>2 ・ 3 略</p> <p>六〇二十 略</p>	<p>二〇四 略</p> <p>五 法第二十條第一項の規定に基 づく高圧ガスの製造のための施 設の完成検査の申請</p> <p>ハ 略</p> <p>第一号下段に掲げる高圧ガス の製造の許可の申請を行う者 及び設備の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の四分 の三に相当する金額（法第五 条第一項の許可に係る液化石 油ガスの製造のための施設で あって、液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に関 する法律（昭和四十二年法律 第百四十九号）第三十七條の 三第一項の完成検査を受け、 同法第三十七條の技術上の基 準に適合していると認められ たものの完成検査にあつては 、六千百円）</p>

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について(議案第72号)

税務課

1 改正理由

震災、風水害等の災害により被災した者の税負担の軽減を図るため自動車税の環境性能割の減免措置についてその要件を改める等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 自動車税の環境性能割の災害減免制度の見直し(第124条の13関係)

ア 制度の概要

災害により滅失又は損壊した自動車に代わるものとして滅失又は損壊の日から3月以内を取得した自動車の環境性能割額について、一定の額を減免する。

イ 改正の概要

次のとおり要件を改める。

(ア) やむを得ない事情があり滅失又は損壊の日から3月以内に自動車を取得できない場合には、規則で定める期間内に取得したものについて対象とすることとする。

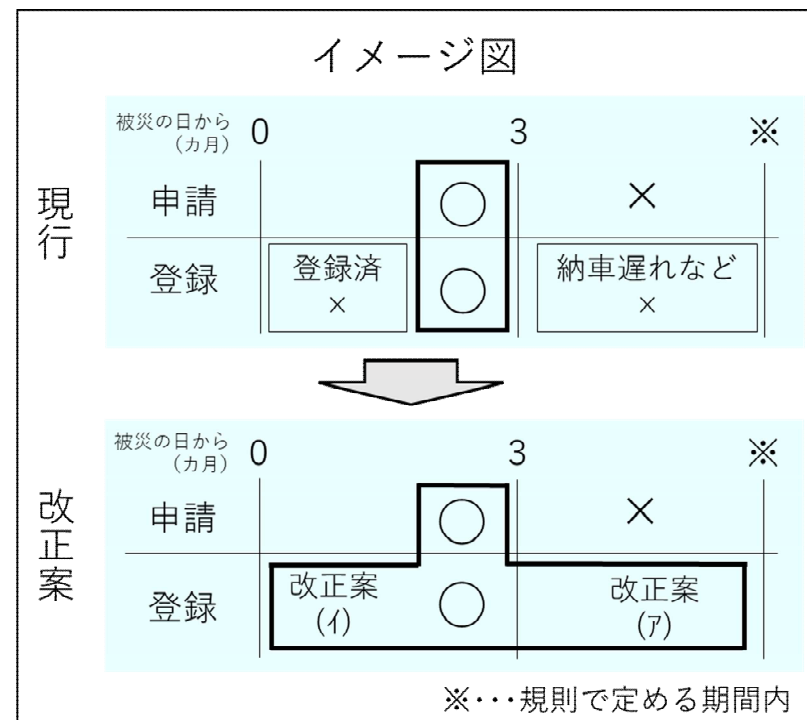
(イ) 環境性能割の徴収後に減免の適用があることとなったときは、減免額に相当する額を還付することとする。

(2) その他

その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。



新	旧
<p>(個人の事業税の減免) 第六十二条 略</p> <p>2 前項の規定による事業税の減免を受けようとする者は、次に掲げる日までに、減免を受けようとする事由を証する書類を添付した申請書を総合県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前項第二号及び第三号に掲げる者 当該災害が止んだ日から一月を経過した日(当該一月を経過した日が、当該事業税の属する年度の初日の属する年の三月十五日前である場合は、当該年の三月十五日)又は当該事業税の納期限の日のいずれか早い日</p> <p>3・4 略</p> <p>(自動車税の課税免除) 第二百二十四条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 秋田県厚生農業協同組合連合会が所有する自動車のうち、次に掲げるものに対しては、種別割を課さない。</p> <p>一・二 略</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する自動車で、総合県税事務所長の承認を受けたものに対しては、種別割を課さない。</p> <p>一〇四 略</p> <p>五 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十条の二の規定に基づき設置されたこども家庭センター において専ら母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第二十二條第一項各号に掲げる事業の用に供する自動車</p> <p>6・7 略</p> <p>(環境性能割の減免) 第二百二十四条の十三 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対して課する環境性能割を、当該自動車の取得者の申請により、減免する。</p> <p>一〇五 略</p> <p>六 災害により滅失し、又は損壊した自動車(前号の規定により減免を受けた自動車を除く。)又は三輪以上の軽自動車(法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車をいい、災害による滅失又は損壊に係るものとして軽自動車税の環境性能割の減免を受けたものを除く。)に代わるものと総合県税事務所長が認める自動車であつて、当該滅失又は損壊の日から三月以内(当該期間内に取得することができないやむを得ない事情があると総合県税事務所長が認める場合には、規則で定める期間内)に取得したものを</p> <p>七・八 略</p> <p>総合県税事務所長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について前項第五号又は第六号の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定により減免すべき額に相当する税額を還付する。</p> <p>3〇6 略</p>	<p>(個人の事業税の減免) 第六十二条 略</p> <p>2 前項の規定による事業税の減免を受けようとする者は、次に掲げる日までに、減免を受けようとする事由を証する書類を添付した申請書を総合県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前項第二号及び第三号に掲げる者 当該災害が止んだ日から一月を経過した日(当該一月を経過した日が、当該事業税の属する年度の初日の属する年の三月十五日前である場合は、当該年の三月十五日)</p> <p>3・4 略</p> <p>(自動車税の課税免除) 第二百二十四条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 秋田県厚生農業協同組合連合会が所有する自動車のうち、次の各号に掲げるものに対しては、種別割を課さない。</p> <p>一・二 略</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する自動車で、総合県税事務所長の承認を受けたものに対しては、種別割を課さない。</p> <p>一〇四 略</p> <p>五 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第二十二條の規定に基づき設置された母子健康包括支援センターにおいて専らその本来の事業の用に供する自動車</p> <p>6・7 略</p> <p>(環境性能割の減免) 第二百二十四条の十三 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対して課する環境性能割を、当該自動車の取得者の申請により、減免する。</p> <p>一〇五 略</p> <p>六 災害により滅失し、又は損壊した自動車(前号の規定により減免を受けた自動車を除く。)又は三輪以上の軽自動車(法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車をいい、災害による滅失又は損壊に係るものとして軽自動車税の環境性能割の減免を受けたものを除く。)に代わるものと総合県税事務所長が認める自動車であつて、当該滅失又は損壊の日から三月以内</p> <p>七・八 略</p> <p>得したものに取</p> <p>2 総合県税事務所長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について前項第五号の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同号の規定により減免すべき額に相当する税額を還付する。</p> <p>3〇6 略</p>